

育児休業に伴う任期付講師等希望者登録の案内

教員の育児休業に伴う任期付講師等として、「令和5年度市町村立小・中学校及び県立学校の育児休業に伴う任期付講師等希望者名簿」への登録を希望する人を募集します。

1 応募資格

- (1) 地方公務員法第16条（欠格条項）及び学校教育法第9条に該当しない人
- (2) 希望する校種・教科の教員免許状を有する人（令和5年4月1日現在有効である教員免許状に限る）
※養護教員を希望する場合は、養護教諭の教員免許状を有する人

2 応募方法

- (1) 任期付講師等調書を県教育庁教育総務局教職員課企画調整班あて郵送、又は持参すること。
※ 任期付講師等調書は市町村教育委員会、教職員課又は教職員課ホームページで入手可能。

【提出先】〒640-8585 和歌山市小松原通1-1

和歌山県教育庁教育総務局教職員課 企画調整班

TEL 073-441-3650

- (2) 任期付講師等調書に希望校種等（小・中・高・特別支援・養護教員）、教科名、所有免許状及び通勤可能地域を明記すること。（1部提出）
- (3) 封筒の表に「任期付講師等登録」と朱書すること。
- (4) 任期付講師等調書の作成に当たっては、次の①から⑤に従うこと。
 - ① 写真を除きコピー可。
 - ② 令和5年4月1日現在で記入すること。
 - ③ 「職員番号」欄は、過去に県内公立学校講師等に任用された人で、職員番号がある人は必ず記入すること。
 - ④ 希望校種等は希望するものひとつを○で囲むこと。ただし、**教員免許状を有しない校種等は希望できない。**
 - ⑤ 「職歴」欄は、高等学校卒業後からの職歴を記入すること。
講師歴等のある人は、任用された学校名、職名及び任用形態（欠員補充、病休補充、研修補充、介護休暇補充、介護欠勤補充、休職補充、育休補充、軽減介助職員、非常勤職員等）を記入すること。
なお、軽減介助職員、非常勤職員等に任用された人は、週担当授業時間数を記入すること。

3 応募締め切り

令和5年2月6日（月）までの消印があるもの、または同日午後5時45分までに持参のものを有効とする。

4 希望者の登録

- (1) 応募者全員を「令和5年度市町村立小・中学校及び県立学校の育児休業に伴う任期付講師等希望者名簿」に登録する。
- (2) この名簿の有効期間は、令和6年3月31日までとする。

5 採用等

- (1) 名簿に登録された人の中から選考（1次：書類選考、2次：論文及び面接試験）により採用する。なお、2次選考（令和5年2月18日（土）実施）については、1次選考通過者にのみ通知する。
- (2) 採用については、任期付講師等として3年を超えない必要に応じた期間で、令和5年4月1日付けで採用する。

6 その他

補充講師等登録を希望する人も併せて本件に応募することができる。